

令和7年度青森県生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）に係る運送
予定者の募集実施要領

1 趣旨

県内の生活交通路線のうち、広域的・幹線的バス路線の維持・確保については、国が地域公共交通確保維持改善事業に基づいて運行欠損額に対する補助を行っており、県も同事業の趣旨を踏まえて補助を行っているところである。

運行欠損額に対する補助を受けるためには、関係者からなる協議会での協議を経て青森県が策定し、国土交通大臣が承認する生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）に運送予定者として記載される必要があり、また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第4項において、運送予定者の選定に当っては、企画競争等の方法により行わなければならないとされていることから、同条に基づいて運送予定者となる事業者を募集するものである。（補助要件の詳細については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等を参照のこと。）

2 参加資格

次のすべてに適合すること。なお、参加資格を証明するため、3に定める参加資格の確認手続きを行うこと。

- (1) 青森県内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による許可を受けて運行している者。
- (2) 運行する路線が、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表3に定める青森県の広域行政圏の中心市町村又は青森県バス等交通対策協議会が広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認めた市町村（以下「中心市町村等」という。）への需要に対応して設定されるものであって、当該路線に係る中心市町村等に営業所等の拠点の有すること。

3 参加資格の確認手続き

運送予定者となることを希望する者は、次により青森県知事に申請し、2に規定する参加資格を全て満たしていることの確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認は申請書を受理した後に事務局において行い、その結果を令和6年5月15日（水）までに電子メール等で通知する予定である。

(1) 提出書類

生活交通確保維持改善計画参加資格確認申請書（様式第1号）

※添付書類

- ①青森県内で運行する路線に係る東北運輸局の認可書（ただし、青森県生活交通確保維持改善計画に掲載され、現に運行している路線については省略できる。）
- ②補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ③会社組織図など営業所等の拠点が把握できるもの（ただし、青森県生活交通確保維持改善計画に掲載され、現に運行している路線については省略できる。）
- ④令和6年10月1日時点における運行経路に係る路線図（ただし、青森県生活交通確保維持改善計画に掲載され、現に運行している路線については省略できる。）

(2) 提出方法

持参、郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出先（事務局）

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県交通・地域社会部 地域交通・連携課

地域モビリティ推進グループ

TEL017-734-9151 FAX017-734-8027

E-mail : kotsurenkei@pref.aomori.lg.jp

※なお、運送予定者は、3の事務局の確認により参加資格を有すると認められた者について、青森県バス交通等対策協議会における協議を経た上で選定されることに留意すること。